

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-5-11新宿三葉ビル7F
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

4月からの社会保険関係の制度改正

◆「協会けんぽの保険料率」の改定

協会けんぽにおける保険料率が、平成23年4月給与天引き分から、全国平均で9.50%(従来は9.34%)に引き上げられています。

最も高いのは、北海道、佐賀県の「9.60%」、最も低いのは「長野県」の9.39%となっています。

関東圏の保険料率は以下の通りです。

- ・9.49%: 神奈川県
- ・9.48%: 東京都
- ・9.47%: 栃木県、群馬県
- ・9.45%: 埼玉県
- ・9.44%: 茨城県、千葉県

◆「出産育児一時金制度」の見直し

出産育児一時金の支給額は、引き続き「原則42万円」となっていますが、直接支払制度を継続したうえで、小規模施設などでは「受取代理」(妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される)が制度化され、窓口での負担軽減が図られています。

◆在職老齢年金の支給停止基準額の改定

在職老齢年金の支給停止の基準額について、「47万円」が「46万円」に改定されました。

なお、支給停止の基準額は、賃金の変動などに応じて自動的に改定される仕組みとなっており、平成23年度については、平成22年の名目賃金の下落(マイナス2.0%)により、「47万円」が「46万円」に引き下げられました。

最も多い転職理由は「会社の将来性が不安」

◆3年連続で「会社の将来性が不安」が最多

株式会社インテリジェンスから、「転職理由調査(2011年上期版)」(転職希望者16,914人が回答)の結果が3月上旬に発表されました。

転職理由として「会社の将来性が不安」が3年連続で最多となりましたが、業種によって転職理由に特徴があるようです。

◆転職理由のトップ10

全体の転職理由トップ10は、次の通りです。
(1)会社の将来性が不安(12.8%)

- (2)他にやりたい仕事がある(11.4%)
- (3)給与に不満がある(8.0%)
- (4)専門知識・技術を習得したい(5.9%)
- (5)残業が多い・休日が少ない(5.0%)
- (6)倒産・リストラ・契約期間満了(4.7%)
- (7)業界の先行きが不安(4.2%)
- (8)幅広い経験・知識を積みたい(4.1%)
- (9)市場価値を上げたい(2.9%)
- (10)U・Iターンしたい(2.6%)

◆割合が増えている転職理由とは？

前述の通り、トップは3年連続で「会社の将来性が不安」でしたが、前回調査に比べ1.9ポイント減少しています。

逆に、「他にやりたい仕事がある」「給与に不満がある」「残業が多い・休日が少ない」「業界の先行きが不安」と回答した人の割合は増えています。

◆業種別に見るとどうか

業種別に見てみると、「IT・通信・インターネット」では、「専門知識・技術を習得したい」が、全体の平均値を2.6ポイント上回る8.5%でした。また、「幅広い経験を積みたい」や「市場価値を上げたい」なども高い割合の回答率です。つまり、他の業種に比べて、スキルアップを志向する社員の方が多くようです。また、「メーカー」では、「U・Iターンしたい」が他業種に比べ多くありました。これは、「都心から離れた工場勤務の人が多いためではないか」と分析されています。

そして、「メディカル」では、「業界の先行きが不安」、「金融」では「顧客のためになる仕事がしたい」、「メディア」では「残業が多い・休日が少ない」と回答した割合が他業種に比べて多くなっています。

□■ 最近の動き

□■ 震災で経営破綻の企業・事業者が50社に(4月28日)

東京商工リサーチは、震災の影響で経営破綻した企業・事業者が50社(4月27日時点)になったとする調査結果を発表した。破産や民事再生法の適用申請が26社、事業停止等が24社となっている。

●震災の影響による内定取消しが281人に増加(4月23日)

厚生労働省は、震災の影響で採用内定を取り消された人が281人(4月20日時点)になったと発表した。

●健康保険組合の約4割が保険料引上げ(4月22日)

健康保険組合連合会は、健康保険組合の約4割に相当する527組合が、2011年度の保険料を引き上げるとする調査結果を発表した。組合全体での収支は約6,089億円の赤字。

●福島第1原発周辺住民の国年保険料を免除(4月22日)

厚生労働省は、福島第1原子力発電所周辺の住民について、国民年金保険料の支払いを2月分から免除する方針を明らかにした。12市町村(いわき市、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)の約8万人。

●個人事業主を「労組法上の労働者」との判断 最高裁(4月13日)

最高裁判所は、個人事業主として働く技術者(カスタマーエンジニア)と、個人として劇場と出演契約を結ぶ合唱団員が、「労働組合法上の労働者」に当たると認める判決を相次いで出した。「仕事の依頼を断れる立場になかった」、「仕事場所や時間が拘束されていた」等の実態が重視された。

5月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]
31日
○自動車税の納付[都道府県]
○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

転職理由に「他にやりたい仕事がある」「給与に不満がある」といったことが上位に挙がっています。これらは一度採用した企業側にとっては、時によっては深刻な問題となるのではないのでしょうか。それは、企業にとって貴重な人材を逃すことにもなるからです。

雇用のミスマッチを防ぐには、採用段階において、会社の経営方針や人材育成方針をできる限り伝えることも重要なポイントの一つとなると思います。

社員の入退社が激しく採用活動を繰り返すようでは、時間と費用が膨大にかかってしまいます。どんな人材が必要なのか、どんな人に入社してほしいかを再度確認し直し、実りのある採用活動をしていきたいものです。